

# 交通贖罪寄付、一般寄付金 について



## ■交通贖罪寄付とは

公益財団法人日弁連交通事故相談センター(以下「本法人」という)では、「交通贖罪寄付」を受け付けております。交通事故を起こした方々が寄付により反省悔悟を示せるほか、またそれにより多くの被害者の方々を救うことができる制度です。ぜひご理解いただき、ご協力ください。

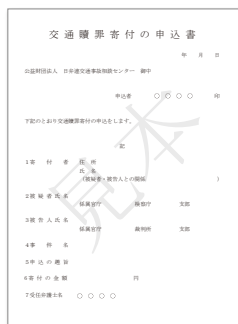
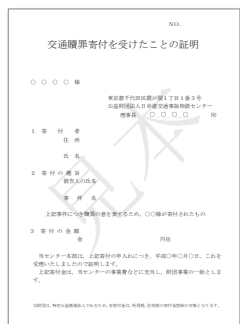
## 交通贖罪寄付制度について

本法人は国土交通省からの補助金のほか、弁護士、さらには広く一般市民の皆様からの心温まる寄付によって運営していますが、市民の方からいただく寄付のひとつに「贖罪寄付」があります。これは、交通違反や交通事故を起こした方々が、寄付を行うことで反省悔悟を示すことができるというものです。飲酒運転やスピード違反など、具体的な被害者がいない場合において、特に有効な情状立証手段となりうるでしょう。刑事裁判の公判期日が迫っていても、贖罪寄付の申込・入金をしていただければ、確認後にただちに証明書を発行いたしますのでご活用ください。

## 寄付金の使途

平成23年度の交通贖罪寄付は、本法人・各支部合わせて1,174万2,553円(62件)となりました。

寄付金は、本法人及び各支部で実施する「無料法律相談」および「示談あつ旋事業」など、交通事故被害者の救済のために使われます。交通事故の被害者は、被害だけでなく賠償問題についても悩まされることが多く、本法人の弁護士による無料法律相談は、被害者にとって精神的にも大きな支えとなっています。年間69万件以上(平成23年度)という交通事故が発生するなか、本法人に寄せられる期待と果たすべき責任はますます高まっています。



## 手続の概要

手続は  
簡単です!

### 申込

本法人又は各支部への申込書による申込  
(FAX可能、申込書は本法人・各支部にも備付)

### 手続

寄付金の支払手続  
(本法人・各支部の口座に振込若しくは現金持参)

### 証明書の発行

本法人又は各支部から申込者へ証明書の発行

どうぞご理解とご賛同をいただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## ■一般寄付金について

公益財団法人日弁連交通事故相談センターでは、本パンフレットに掲載の公益目的事業を通して、多くの交通事故被害者を救済するため、皆様からのご寄付をお願いしております。

### 寄付に対する税法上の優遇

本法人は、平成24年4月に内閣府から公益法人認定を受け、「公益財団法人」となりました。本法人に対する寄付金には、税制上の優遇措置が適用されます。詳細は所轄の税務署等にお尋ねください。

すべてのお問い合わせは

公益財団法人日弁連交通事故相談センター本部事務局

☎ 03-3581-4724